

第9章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第200条 旅客は、第201条又は第202条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。但し、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第1号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの又は第201条第3項に規定する犬並びに第202条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

(注) 別表第1号に定める適用除外の物品及び第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。

2 前項但し書き第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項但し書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第179条第1項第1号イ、ロ、ハ及び同条第2項のいずれか並びに第187条第1項第1号の取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

(無料手回り品)

第201条 旅客は、第202条に規定する以外の携帯できる物品であって列車等の状況により、運輸上支障を生じるおそれがないと認められたときに限り、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。但し、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては次の各号の1に該当する場合に限り無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあつては、専用の袋等に収納したもの

3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。但し、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。但し、盲導犬がハーネス（引具）をつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は、第1項に規定する個数制限に係わらず、これを車内に持ち込むことができる。

(有料手回り品及び普通手回り品料金)

第202条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、前条第1項に規定する制限内である場合に限り、持込み区間・持込み日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの

であって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納した
もの

(2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

2 普通手回り品料金は、旅客の1回の乗車ごとに1個について290円とする。

(注1) 連絡運輸の場合においても、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物(猛
獣及びへびの類を除く。)を車内に持ち込ませるときは、本条第1項第1号
及び第2号による。

(注2) 連絡運輸の場合の手回り品持込料は、各運輸機関を通じ、旅客1回の乗車
(途中下車をしない乗継ぎの乗車を含む。)ごとに1個について290円とする。

(定期手回り品切符の発売及び定期手回り品料金)

第203条 社の認めた行商人組合に所属する組合員等が、通勤定期乗車券を使
用して常時、区間・経路を同じくして旅行し、かつ、第201条第1項に規定
する制限を越える物品を車内に持ち込む場合で、別に定める定期手回り品切
符購入申込書を提出したときは、持込物品の範囲・持込区間・持込列車その
他持込みに関する必要事項を定めて、定期手回り品切符を発売する。

2 定期手回り品切符は、持込区間の乗車に必要な通勤定期乗車券を同時に購
入する場合又は呈示した場合に発売する。

3 定期手回り品切符は、当月内に有効となるものを有効期間の開始月の初日
の7日前から発売することができる。

4 定期手回り品料金は、次のとおりとする。

1 か月(暦月) 3,400円

(普通手回り品切符)

第204条 第202条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品
を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代る証票を
交付する。

2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

(様式省略)

(普通手回り品切符の使用条件)

第205条 普通手回り品切符又はこれに代る証票は、切符又は証票に表示され
た条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限り有効とす

る。但し、途中下車をしたときは、その前途に対してその効力を失う。

2 普通手回り品切符又はこれに代る証票は、次の各号により係員の検査を受けるとともに、途中下車又は下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。

(1) 前条第2項の規定による普通手回り品切符は、有料手回り品を持ち込む際に係員に呈示してその下部に入鋏又は押印を受けた後、当該有料手回り品にくくり付けておき、係員から請求があるときはいつでもこれを呈示する。

(2) 普通手回り品切符に代る証票は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときはいつでもこれを呈示する。

(定期手回り品切符)

第206条 第203条の規定により定期手回り品料金を支払う旅客に対しては、定期手回り品切符を交付する。

2 定期手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

(様式省略)

(定期手回り品切符の使用条件)

第207条 定期手回り品切符は、通勤定期乗車券を使用し、当該切符購入の際定められた持込みに関する条件に従って当該手回り品を車内に持ち込む場合に限り有効とする。

2 定期手回り品切符の有効期間は、1か月とし、暦月制とする。

3 定期手回り品切符を所持する旅客は、手回り品を持ち込む際及び下車する際に、当該切符を係員に呈示して改札を受けるほか、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

4 第93条、第102条及び第105条の規定は、定期手回り品切符の場合に準用する。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第208条 旅客が、第200条第1項但し書きの規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第201条の規定による持込制限を越える物品を社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により料金及び増料金を収受する。

(1) 第200条第1項但し書き第1号から第6号までの規定による物品を持ち込んだとき

第202条第2項の規定による普通手回り品料金及びその10倍に相当する増料金を収受するほか、危険品にあつては、次によって計算した料金を併せて収受する。

イ. 火薬類	1キログラムにつき	1,000円
ロ. その他の危険品	同	300円

(2) 前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき
第202条第2項の規定による普通手回り品料金及びその2倍に相当する増料金を収受する。

2 着駅において、旅客が第200条第1項但し書きの規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第201条の規定による持込制限を越える物品を社の承諾を受けずに車内に持ちこんだことを発見したときは、前項の規定を準用する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第209条 旅客が第200条第1項第1号から第6号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第210条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により、物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について、第208条第1項第1号の規定を準用する。

(手回り品の保管)

第211条 手回り品は、旅客において保管の責任を負う。